

令和3年4月1日

【令和3年度】 予定価格事後公表の対象工事変更について

令和3年4月1日以降に公告する**予定価格4億円(税込)以上**の建設工事(総合評価方式)の電子入札は、予定価格を落札決定の**後**に公表します。

令和2年度までは、予定価格6億円(税込)以上の電子入札が対象

対象工事は、入札公告時に予定価格が事前公表されませんので、御注意願います。

【再度の入札について】

予定価格を**事後公表**する入札で、1回目の入札で落札者が決定しない場合は、原則、翌日に、2回目の入札(=「再度の入札」)を実施します。

再度の入札は、1回目の入札の内容によって、参加できない場合があります。

1回目の入札金額が失格基準価格未満の価格だった。 ... 再度の入札に参加できません。
1回目の入札に参加しなかった。 ... 再度の入札に参加できません。

次の場合は、再度の入札に参加できます。

1回目の入札金額が、予定価格を超過した。 ... **再度の入札に参加できます。**
1回目の入札で添付した内訳書の内容を間違えた。 ... **再度の入札に参加できます。**

【参考】

再度の入札は、1回目の入札で、**落札者がいなかった場合に実施**します。

必ずしも、「再度の入札を実施」=「全員の入札金額が予定価格超過」ではありません。

例：3者入札に参加した。A社、B社の入札金額は予定価格超過である。C社の入札金額は、予定価格以下で低入札調査基準価格以上であった。本来であればC社が落札となるが、内訳書の記載不備でC社の入札が無効、落札者不在により再度の入札となった。

電子入札システムは、「再度の入札」を通知する際、1回目の入札時の最低金額を自動的に表示します。この金額は、「入札金額自体は有効な範囲内であっても、書類不備により、1回目の入札が無効になった」場合も、自動的に表示されるため、御注意ください。前述の例の場合、C社の入札金額が電子入札システムに表示されます。

～ 入札金額の入力や内訳書の記載誤りには、十分に御注意ください。～